

身体拘束の適正化のための指針

医療法人 ひらざわハート
訪問看護ステーションほがらか

1. 身体拘束の適正化の基本的な考え方

身体拘束は、利用者の「生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合を除き」禁止されており、「身体拘束」は原則として虐待と考えられる。

訪問看護ステーションほがらか（以下「当ステーション」という）では、利用者への身体拘束は利用者に、不安や怒り、屈辱といった大きな精神的苦痛を与えると共に、関節の拘縮や筋力低下など、利用者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性があると考えます。身体拘束は虐待行為として認識し、本指針を策定し、全職員は本指針に従い業務にあたることとする。

2. 身体拘束に該当する行為

(1) 身体拘束

緊急やむを得ない場合等は正当な理由なく身体を拘束すること。

※この場合の正当な理由とは、切迫性（利用者本人または他者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しい場合）非代替性（身体拘束以外に代替する方法がないこと）一時性（身体拘束は一時的なものであること）すべてを満たす場合。

(2) 身体拘束の具体例

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもなどで縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰服用させる。
- ⑥ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

3. 身体拘束の適正化委員会その他、当ステーション内の組織に関する事項

医療法人ひらざわハート（以下「当法人」という）では、身体拘束の適正化に取り組むにあたって「身体拘束の適正化委員会」を設ける。

(1) 設置の目的

身体拘束の防止・早期発見に加え、再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、身体拘束の適正化を実施することを目的とする。

(2) 身体拘束防止及び適正化委員会の構成委員

委員会の委員長は当法人の本部長が務める

(3) 身体拘束防止及び適正化委員会の開催

委員会は6月に1回開催する。

(4) 身体拘束防止及び適正化防止委員会の役割

- ① 身体拘束及び適正化に対する基本方針、行動規範等及び職員への周知に関すること。

- ② 身体拘束防止及び適正化のための指針の整備に関すること。
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること。
- ④ 身体拘束予防、早期発見に向けた取り組みに関すること。
- ⑤ 身体拘束が発生した場合の対応と、原因分析、再発防止策に関すること。

4. 身体拘束防止及び適正化のための職員研修に関する基本方針

職員に対する研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修を職員に全員に対し実施（年1回程度）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容及び出席者の記録と保管

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針

- (1) 正当な理由なく身体拘束が発生し、虐待と判断される場合は、速やかに担当のケアマネジャーや市町に報告するとともに、その要因のすみやかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 身体拘束等が発生した場合の相談、報告体制

- (1) 利用者等や職員等から虐待の通報を受けた場合は、本方針に従って対応する。相談窓口は、当ステーション管理者 福田弥生とする。
- (2) 訪問する利用者宅内における高齢者等虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員等は日ごろから虐待の早期発見に努めるとともに、当ステーション管理者は職員に対して早期発見に努めるように促す。

7. 当指針の閲覧について

利用等は当ステーション内で本指針を閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

8. その他

権利擁護及び高齢者等虐待防止のため、研修に積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を目指せるように努める。

本規程は、令和6年4月1日から施行する。